

宗像神社復興期成会編

沖ノ島・続沖ノ島

樋口隆康

玄海灘の孤島沖ノ島の學術調査は、最近のわが考古學調査のうちでも特異なものとして注視されていたが、『沖ノ島』（昭和三十三年刊）と『続沖ノ島』（昭和三十六年刊）の二冊の報告書が完成したことによって、調査内容の全貌が明らかにされた。それは数多い住居址、古墳、寺院址などの古代遺跡とは全く類を異にしたもので、島自体を崇拜の対象とする祭祀遺跡であり、そこから出土の遺物は一種のホードとして、質量ともに比類をみないものである。

報告書は兩冊合せて、本文五五〇頁、図版二二五枚、挿図二二四枚、原色図版八枚もある豪華版で、この調査の内容にふさわしい体裁をとっている。

前冊は昭和二九、三〇年におこなわれた第一次調査関係をおさめ、第一、三、四、五、六、七、八、九、十三、十四、十五、十六号の各祭祀遺跡と、一ヶ所の居住遺跡について記してある。後冊は昭和三二、三三年の第二次調査に關したもので、第八、十六、十七、十八、十九号の各祭祀遺跡がふくまれている。

居住遺跡は島の南端部、波打際にちかい社務所付近にあり、竪穴などの建物遺構はしられず、包含層の層序も乱れているが、縄文式中期以前の土器、弥生式各期の土器、土師器、須恵器および石器な

どが出土している。これらの土器からこの島が石器時代以来、日本人によつて占居されていたこと、それらが北九州や瀬戸内地方と関係が深かつたことなどがしられた。

祭祀遺跡は居住遺跡の東北方二〇〇m離れた山裾にある沖津宮社殿の裏手にあつたつている。山の斜面に沿つて点在する巨岩を中心に、岩陰、岩窟およびその近くの露天に遺物を埋納したものである。したがつて番号をつけて呼んでいる各遺跡というのは、実は遺物の出土地点をしめすものであつて、むしろこれら全体が一つの祭祀遺跡を構成しているとみることがができる。巨岩が降神の依代として礼拝の対象となつていたようであり、遺物はそれらを祭つたときの祭器で、祭りの後に、そこへ埋められたと解せられる。

遺物には四〇数面の鏡をはじめ、刀劍・矛・矢・挂甲・盾などの武器、玉・指環・釧・帯金具などの装身具・鞍・雲珠・杏葉・勒などの馬具といつた一般の古墳副葬品と類を一にするものほかに、滑石製の人形・馬形・舟形・その他の模造品、雛型器物など純祭祀用品がとくに留意せられる。その量がきわめて豊富であるばかりでなく、器物には当代工芸の逸品をふくんでいる。玉虫翅飾の金銅帯金具、迦陵頻伽の透文のある杏葉、イラン式のガラス碗などは、従来わが国からあまり出土例をみないものである。

調査者はこれらの器物の一つ一つについて、多くの写真と、優れた作図、拓本を利用して、詳細な記述と考証とおこなつていく。とくに注目せられるのは、器物の製作についての具体的解釈で、これまでの研究ではあまり考慮されなかつた分野であろう。例えば調査者がとくに力を入れている鏡についてみて、単なる図文の解説

だけではなくて、コンパスの使用による内行花文鏡の図文の割付や方格文の分析をおこない、さらには製作用具、鑄法などにもふれ、いろいろ教えられるところが多い。図文の一部が磨耗しているのを一般に「手馴れ」と解して、伝世鏡の証拠とした論に対して、これを湯冷えの際に生ずる製作上の不手際と解するなどは、一つ一つの鏡についてみれば、手ずれのものも、型ながれのものもあるともわれるが、図文のくずれをすべて手馴れと解されやすい一般の見解に対しては、一つの警鐘とならう。

この龐大な内容はいろいろの問題をふくんでいるが、ここでそのすべてにふれることはできない。いまそのうちから二、三気づいたことをとりあげてみよう。

例えば二一面の仿製鏡を出した第十七号遺跡の年代の推定に際して、仿製鏡の年代観からはじめることは、当然の着眼であるが、その基礎固めとなるべき中国製の母鏡の年代観がわずか一頁余りの紙数しか費やされず、その内容も不消化であるのは、ほかとの釣合からみても不可思議である。建武五年銘の画文帯神獸鏡の年代を今日定説に近い南齊説を無視して旧説の後趙説をとつているが、その理由はあげてない。人物画像鏡を四世紀といつているのも根拠がなく、また第十七号遺跡出土の夔鳳鏡の母鏡を二世紀前半としているが、これは夔鳳鏡のうちで紀年銘のあるものが、二世紀前半代であることかききたようであるが、本遺跡出土の夔鳳鏡は、様式的にみて、むしろ三、四世紀頃の時代の下の夔鳳鏡を母鏡としてみるとみるべきであらう。

同型鏡による年代の推定の項では同型鏡を出した主要古墳をあげ、

山城大塚山——紫金山——百々池と編年して、第十七号遺跡から一面でている仿製三角縁三神三獸鏡が紫金山、百々池の両墳に共有されていることからこれらとの関係をもたせ、第十七号遺跡は船載鏡を一面もたないことを理由に、百々池古墳より下るとしているのは論理としてうなづけない。沖ノ島に仿製鏡が多いということを持た編年の問題としてみるのは、的はずれであり、むしろ、祭祀遺跡という特殊な性格と仿製鏡との関係を追求すべきではなからうか。一般に祭祀遺跡からは船載鏡の出土は稀であり、仿製鏡というものが、むしろ、これらの祭祀に使われることを目的として製作せられたとも解せられるからである。したがって第十七号遺跡に船載鏡がないということは、当時船載鏡の流通がなくなつたからではなく、舶来の珍宝を祭祀埋納に供することをしなかつたからだとみたい。したがって沖ノ島の鏡こそ仿製鏡というものの性格、意義、編年を考察する第一級の資料であり、この点にこそ、考証の重点がおかれるべきではないかと痛感する。

ところでこれに閃聯して、仿製鏡の比定についても、いささか問題がある。

報告者は従来船載鏡とされている三角縁神獸鏡のうちのあるものを、製作のすぐれた最古の仿製鏡と断定している。その根拠として、図文の一部にみられるくすれやにぶさなどをいろいろあげているが、もつとも有力な証拠として銘文の字体のくすれを指摘している。

「天」が「云」、「作」が「仁」、「鹿」が「鹿」となつていゝなどは作鏡者が中国の文字を読めず、思想を理解しなかつたためであるとして、日本工人のつくつた仿製鏡であるというのである。しかし

数多くの中国鏡をみると、例えば「大」を「六」としたものの（岩窟二下14）や、「樂」の玄部を珠点にしたもの（浙江選集13）などがあつて、上記の変則漢字は必ずしも漢字を知らないために犯した日本工人の誤作とはいえないのである。そのほか「玉泉」を「王泉」とかくなど、省副、脱字は中国鏡にしばしばみるところであり、これらは小さな字形にかざられる鏡銘の場合には止むを得ないことであらう。しかも中国人といえども、すべての人が漢字を知っていたわけではなく、鏡作りの工人たちがどの程度、文字に通じていたかも甚だ疑問である。したがつて文字のくずれをもつて、舶載か仿製かと比定することはできないわけである。まして報告者が仿製鏡とした大塚山、御殿山、石塚山、吉島に同型のある王喬赤松銘四神四獸鏡は、一般の三角縁神獸鏡に比べてやや小形である点、たしかに異例ではあるが、仿製の三角縁神獸鏡でもこのような小形のものも稀なのであり、まして、作りは白銅色をしたきわめて良質のもので、とうてい仿製鏡の銅質の比ではない。したがつて報告者が第一類仿製鏡としたものは、まだまだ検討を要するであらう。

最後に沖ノ島遺跡の性格について、報告者は出土遺物と古墳副葬品との類似から、本遺跡を大和朝廷の祭祀遺跡であることを強調している。古墳時代の日本全土の遺跡がすべて、大和朝廷を頂点とした古墳文化にふくまれることは或程度自明のことであつて、われわれが沖ノ島遺跡によつて知りたいことは、その大和中心の古墳文化のなかにあつて、沖ノ島の特異性が何を意味するかということであらう。したがつて古墳副葬品との類似性よりは、滑石製品や、雛型製品、仿製鏡、さらには非実用的な馬具をも含めて、祭祀的性格の

多いことを注目すべきではなからうか。これらの一部が古墳からであるということは、報告者も指摘しているように葬礼が一般祭礼に近い性格をおびていた証拠をより確実にしたという点で意義があるが、だからといって、沖ノ島遺跡を古墳と同一範疇として、編年その他を律するのほうなづけない。

ひいては沖ノ島の性格はその地理的条件からみて、当代の大陸交通と関係のあるわが国各地の豪族がその交易の利益と安全さらには大陸進出の願いと感謝をこめて祭られたのではなからうかという点についての追求がもつともつと望まれるのである。

以上の疑問は、この龐大な報告書に、より多くのものを要求する一読者の勝手な願ひであつて、この複雑多岐な資料を刻明に分析された調査者の意欲的な熱情と勢力に対して、深く敬意を表するものであり、あわせて、今日の考古学界に多大な影響をあたえるこのような報告書を十分な形で作製するために、深い理解のある後援者を得られたことを慶賀するにやぶさかでない。

（本篇 二七〇頁 英文紹介三五頁 図版一—二 卷首図版四
挿図九七 昭和三年、続編 二九六頁 英文紹介三七頁 卷首
図版四 図版一〇四 挿図一二七 表三四 昭和三年、兩篇共
B5 宗像神社復興期成会発行）